

第3節 豊かな自然環境の保全と自然との共生

1 生物多様性の保全に向けた総合的施策の展開

◎ 現況と課題

千葉県豊かな生物多様性は、暖温帯の温暖で湿潤な気候の下で人々の営みから生み出された独特な生態系を有しており、古来より人と自然との共生によって保たれてきました。

またそれと同時に、この豊かな自然環境は、私たちに地域の文化をはじめとする様々な恩恵をもたらしました。

県民がその豊かさを実感しながら未来に引き継いでいくためには、地域の特性に応じた自然環境の保全や希少野生生物の保護、人の暮らしや生態系に被害を及ぼす野生生物の適正管理、さらに教育・啓発についても、様々な主体と連携しながら、総合的な取組を進める必要があります。

◎ 目指す環境の姿

生物多様性の恵みが持続的に受けられるよう、多様な主体の連携の下で、地域の特性を踏まえた保全対策が進められています。

◎ 主な取組

(1) 多様な主体による生物多様性の保全

■多様な主体への連携の促進【自然保護課】

千葉県生物多様性センターにおいて、県民、市民活動団体、事業者、教育機関、市町村等の多様な主体の連携・協働の中核となって、生物多様性に関する情報を一括管理し、広く情報提供するとともに、生物多様性の保全・再生に関わる調査研究・技術開発、教育普及・現場における調査指導等を行います。

■市町村による地域戦略策定への支援【自然保護課】

生物多様性の保全に当たっては、社会全体で多様な主体による取組が必要であり、市町村が地域の特性を踏まえて生物多様性地域戦略を策定することが重要です。このため、策定のノウハウなどの情報提供、人的支援等、その活動を促進します。

■ 生物多様性に関する普及啓発【自然保護課】

生物多様性の保全が重要であるにもかかわらず、社会的認知度が低いことから、生物多様性に関するシンポジウムの開催や「生物多様性ちばニュースレター」の配布等の広報活動により、普及啓発に努めます。

(2) 千葉県固有の生物多様性の保全

■ 自然環境の保全【自然保護課】

原生的な優れた自然環境が残る自然公園等、人と自然の共生の中で育まれてきた里山・里海、人工的な都市環境の中にある緑地や水辺のそれぞれの地域の特性に応じて、生物多様性保全の取組を進めるとともに、それらを相互につなげるネットワークづくりを図ります。

<第4章第3節2、3 参照>

■ 野生生物の保護と適正管理【自然保護課】

希少な野生生物の保護対策、特定外来生物[※]等への対策、有害鳥獣対策を推進し、生物多様性を保全します。

<第4章第4節1～3 参照>

◎ 関連する個別計画

○ 生物多様性ちば県戦略 (2008年3月策定)

生物多様性の保全・再生とその持続的利用について、総合的実践的対策を推進するために策定したもので、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略に位置付けられます。「生命(いのち)のにぎわいとつながりを子どもたちの未来へ」という理念の下に、50年後の目標達成を目指し、多様な主体による取組の基本的な方向と県の取組を示しています。

◎ 計画の進捗を表す指標

項目名	現況(基準年度)	目標(目標年度)
市町村における生物多様性地域戦略の策定	7市町村 (2017年度)	全市町村で策定 (2028年度)

コラム

ちばの生物多様性を知り、まもり、育てよう！

○ 生物多様性とは、「生命（いのち）のにぎわい」です。

「生物多様性 biodiversity」は「生物学的多様性 biological diversity」を略した言葉です。直訳した結果、なにか「生きものの種類数が多ければ良い」というような誤解を招いてしまいました。日本語訳の案として当初は「生命（いのち）のにぎわい」という言い方も提案されていました。「にぎわい」という言葉に託されたように、生物多様性とはもともとその土地に暮らしていた生きものたちが、互いにバランスを保ちながら、いきいきと豊かに暮らしている様、だと思のですが、皆さんはどう感じられるでしょうか。

○ 千葉県の生物多様性って豊かなの？

島国である日本は、南北に3,000kmと長く、近海では暖流と寒流が流れ、四季の変化や豊富な降雨があり、多くの動植物が息づく、生物多様性が高い地域です。その中でも千葉県は、三方を海で囲まれ、高い山こそありませんが多様な地形・海流・気候が複雑に絡み合い、多種多様な生態系をもつ、生命のにぎわい豊かな地域です。一方で、日本は地球規模での生物多様性が高いにもかかわらず、人類による破壊の危機に瀕している地域「生物多様性ホットスポット」の一つとも言われており、より一層まもり、育てていく必要があります。

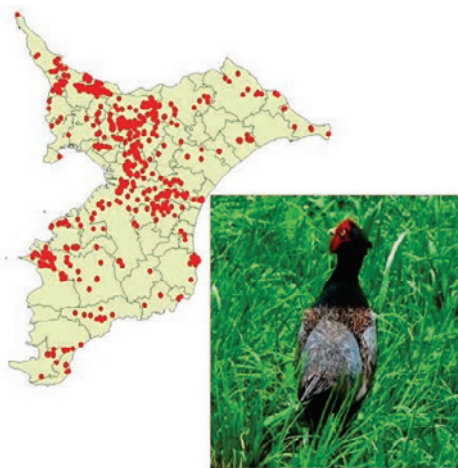
○ 生命（いのち）のにぎわいを感じ、発見しよう。

県では、身近な生きものの生息・生育状況を継続的に調査することにより、本県の生き物や自然を知ってもらい、どうしたら守っていけるのかを共に考えていくために、2008年7月から「生命（いのち）のにぎわい調査団」という取組を続けています。

調査団は、団員の皆さんから「その生きものを見つけました」という発見報告や、「今日、今年初めての鳴き声を聞きました」「カエルの卵を発見しました」「わが家の桜に花が咲きました」などの季節報告を送っていただき、その結果を、「生きもの分布図」などにとりまとめています。

皆さんの発見の積み重ねにより、本県の豊かな自然がどのように広がっているのか、年を追って変化が見られるのかなどを調査しています。

調査団には小学生以上であればどなたでも登録できます。団員向けには、生きものの情報を解説した団通信の発行、研修会・フォーラムの開催などを行っていますので、入団・報告をお待ちしています（団員は随時募集中）。



調査団員からの報告を基に作成したキジの分布図

2 自然公園等による優れた自然環境の保全と活用

◎ 現況と課題

自然の風景地の保護ばかりではなく、そこに生息する野生生物の保護やそれらの生息環境の保全など、生物多様性の保全の観点から、自然公園等は重要な位置を占めています。

本県には、優れた自然の風景地の保護とその利用の増進を目的とした自然公園として、2つの国定公園（水郷筑波、南房総）と8つの県立自然公園があり、その総面積は28,537ha（2017年度）と県土の約5.5%を占めています。

また、千葉県自然環境保全条例に基づき、優れた天然林や希少な野生生物が生息・生育している区域、地域住民に親しまれてきた良好な自然環境などを自然環境保全地域等として、28箇所、1,956ha（2017年度）を指定しています。

今後も、自然公園、自然環境保全地域等をはじめとした、本県固有の優れた自然景観や貴重な動植物に人々がふれあい、その価値の認識と保全の重要性への理解を深め、適切な管理や利用を進めていくことが重要です。

◎ 目指す環境の姿

自然公園等の優れた自然環境を開発規制等により適切に保全しながら、人と自然のふれあいの場として利用しやすい施設などの環境整備が進められています。

◎ 主な取組

(1) 自然公園等による優れた自然環境の保全

■自然公園による広域的な優れた自然環境の保全【自然保護課】

自然公園の優れた自然環境の適切な保全を推進するため、自然公園法などの開発規制の内容について周知、指導などを徹底するとともに、各自然公園の自然環境や社会状況等の変化を踏まえ、自然公園の指定状況や公園計画の見直しを検討します。また、国や関係市町村、地域の団体などと連携し、各公園の特性に応じた維持管理を行います。

■自然環境保全地域等の保全【自然保護課】

優れた天然林を有する森林や地形地質が特異である地域等を自然環境保全地域等に指定し、開発等の行為を規制するなど、保全に努めます。

また、新たな保全地域の指定に向けた調査や既指定地域の現況を確認するための調査を実施します。

(2) 自然公園等を活用した自然とのふれあいの推進

■自然公園等の利用促進【自然保護課】

自然公園指導員や自然保護指導員などと協力し、公園利用者のマナー向上に努めるとともに、公園利用者が自然の中でより快適に過ごせるよう公衆トイレ、案内板などの自然公園施設や自然歩道の整備、改修を計画的に進めます。

自然公園などの施設整備に当たっては、自然素材の活用により自然への負荷の軽減を図ります。

また、県内外の多くの人々が、豊かな自然に親しみ、自然への理解を深められるよう、自然公園等の利用を促進します。

◎ 計画の進捗を表す指標

項目名	現況(基準年度)	目標(目標年度)
自然公園面積	10地域 28,537ha (2017年度)	維持します (2028年度)
自然環境保全地域の面積	28地域 1,956ha (2017年度)	維持します (2028年度)
自然公園ビジターセンター等 利用者数	59万人 (2017年度)	維持します (2028年度)

图 4—3—1 自然公園位置图



3 地域の特性に応じた環境の保全

◎ 現況と課題

本県の自然環境は、三方を海で囲まれ、高い山こそないものの、多様な地形・海流・気候が複雑に絡み合い、多様性に富んでいます。森林や農地は、県土面積約 515,764ha に対して、森林面積 157,550ha、農地面積 146,441ha（2015 年度）となっており、洪水や土砂崩れを防ぐほか生物多様性を保全するなど、私たちの生活に様々な恵みをもたらしています。また、湖沼、河川は内陸地における貴重な水辺空間を形成し、さらに、沿岸域は豊かな漁場として重要であるほか、海水浴などのレクリエーションの場としても利用されています。こうした自然環境は、里山・里海として人々の暮らしを支え、地域の文化を育んできました。

一方で、高度経済成長期以降の都市化・工業化の進行により、都市地域では身近な緑地や水辺空間が限られる状況になっていますが、こうした都市空間においても、公園や道路並木、斜面林など貴重な緑の空間が確保されており、人々の暮らしに潤いを与えています。

このように地形や土地利用によって地域ごとの自然環境は多様であり、人々の生産活動の基盤や生活空間として、それぞれの特性に応じて、引き続き守り育てていくことが重要です。

図 4-3-2 県内の森林現況の面積割合（2017 年度）

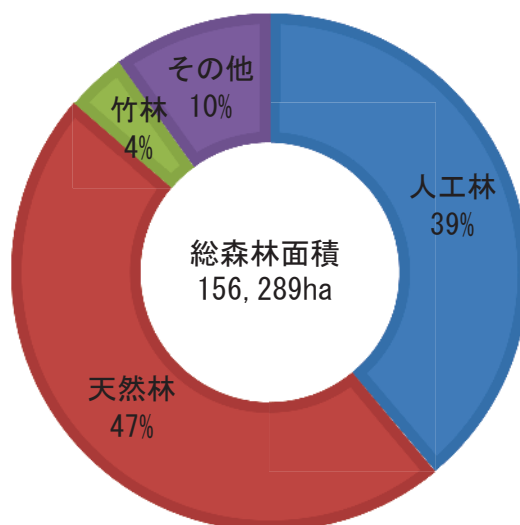
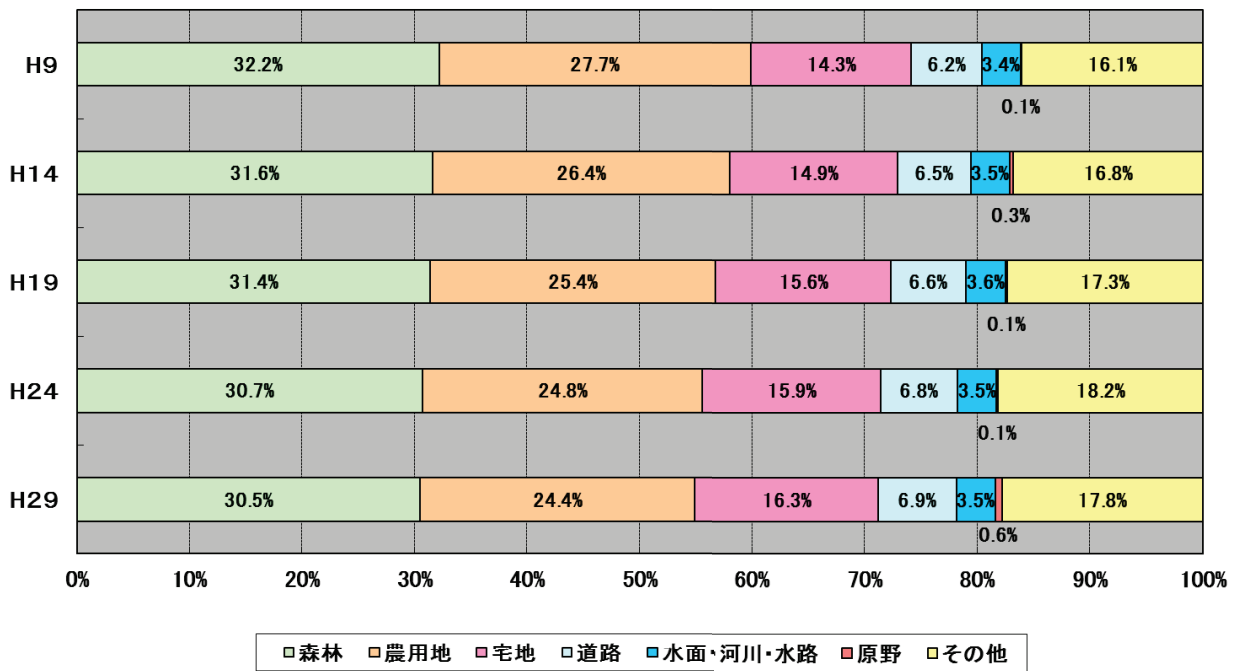
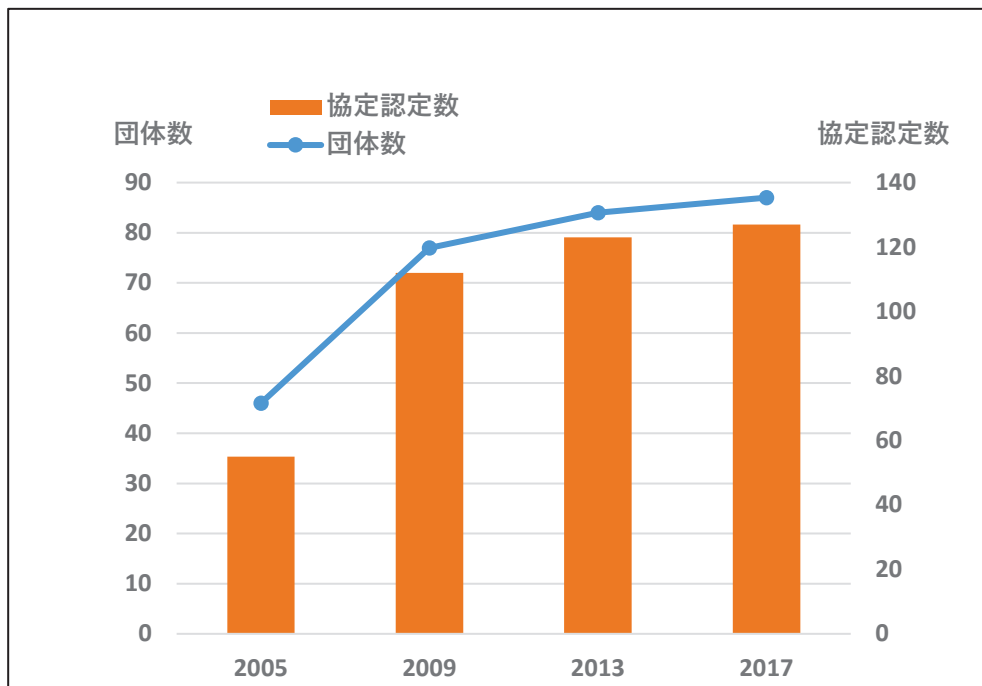


図 4-3-3 千葉県の土地利用現況と推移（2017年）



* 2017年関東森林管理局事業統計書等により利用区分ごとの面積を算出し、県全体に占める割合を算出

図 4-3-4 県内の里山活動協定※認定数及び団体数



◎ 目指す環境の姿

地域住民や農林水産業者、市民活動団体、企業など様々な主体が自発的に関わることにより、森林、農地、湖沼・沿岸域、都市環境の形成と保全が良好に図られ、多くの人々がこれらを積極的に活用し、親しむことにより、心豊かな暮らしを実現しています。

◎ 主な取組

(1) 森林の保全

■適切な森林管理・整備の推進【森林課】

森林組合※等の林業事業者による計画的な間伐の実施や、里山条例に基づき、市民等が取り組む里山活動を支援するとともに、森林整備を担う人材の育成や森林経営管理法の適用等により市町村が取り組む森林整備を支援します。

■森林の持つ多面的機能の活用【森林課】

「教育の森」や「県民の森」を活用し、環境学習、林業体験などの機会を県民に提供し、森林の持つ多面的な機能の利用を促進します。また、子どもたちが木材や木製品とのふれあいを通じて木材の良さや利用の意義を学ぶ「木育※」を推進します。

■森林資源の利用【森林課】

住宅や公共建築物等の木造化・木質化を促進し、県産木材の利用拡大を図ります。また、建築用材等としての利用が困難な低質材や林地残材等、未利用の木質バイオマスのエネルギー利用の取組を促進します。

(2) 農地農村の保全と活用

■農地の保全と生産環境の維持

【農地・農村振興課、担い手支援課、安全農業推進課、耕地課】

農地転用許可制度や農業振興地域制度の適正な運用を図り、農地の保全に努めるとともに、基盤整備を契機として、農業の担い手の育成や農地の利用集積を進め、耕作放棄地の解消・発生防止につなげます。

また、農業生産に影響を及ぼすスクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）等の外来生物の防除に努めます。

■「環境にやさしい農業」の推進【安全農業推進課】

農業の生産性向上を図りつつ、環境への負荷を軽減するため、土着天敵の活用等農薬のみに頼らない防除技術の導入定着や家畜ふん堆肥の有効活用など化学合成農薬・化学肥料の低減に向けた取組を進めます。

また、環境保全や食品安全等の農業の持続可能性を確保するGAP※の取組拡大を図るとともに、ちばエコ農業※制度などにより農業者の取組を支援し、環境にやさしい農業を総合的に推進します。

■地域資源を活用した農山漁村の活性化【流通販売課】

美しい景観や郷土料理など豊富な地域資源を有する農山漁村の魅力をPRするとともに、都市住民や国内外からの観光客等に、農林漁業体験を通じて地域住民と交流するグリーン・ブルーツーリズム※を促進し、都市との交流による農山漁村の活性化を図ります。

■農村の多面的機能の維持・発揮【耕地課、農地・農村振興課】

農業の持続的発展と農地・農村の持つ多面的機能の維持・発揮のため、農業用水路、ため池などの農業施設が有する生物多様性保全機能等に配慮した整備を推進するとともに、棚田※や谷津田※を保全・活用をすることを促進し、農業者等が行う農地・農業用施設の良好な保全と質的向上を図る活動を支援します。

(3) 湖沼の保全

■湖沼の保全【水質保全課】

「湖沼水質保全計画」を着実に推進するとともに、「印旛沼流域水循環健全化計画」「手賀沼水循環回復行動計画」に基づき、県民、行政、企業、市民活動団体などの連携により、流域の健全な水循環の再生に取り組みます。親水性や生物多様性に配慮した整備を推進するとともに、その活用を促進します。

<第4章第5節2 良好な水環境の保全 参照>

(4) 沿岸域の保全

■豊かな漁場の形成【漁業資源課】

本県沿岸の豊かな漁場は多様な生物を育み、貝類や海藻類の持つ水質浄化機能などを通じて沿岸域の環境を保全しています。この環境と不可分である沿岸域の漁業が安定して継続できるよう、魚礁※の計画的設置による漁場の造成等と併せ、漁家経営の効率化や担い手の確保などによって支援します。

また、重要な水産対象種であり、水質浄化機能の高いアサリが、カイヤドリウミグモの寄生などの複合的な環境要因により減少しているため、漁業者とともにアサリ資源の増大を目指していきます。

■漁場環境の変化への的確な対応【漁業資源課】

水生生物の生息・生育の場である藻場の消失が近年確認されていることから、「千葉県農林水産業振興計画」に基づき、藻場消失の現状把握や原因推

定を行い、漁業者等とともに藻場の再生に取り組んでいきます。また、干潟を維持・再生するために漁業者や地域住民のグループの取り組む耕うんや客土など、水産の多面的機能を発揮させる活動を支援します。

■沿岸域の保全【河川整備課、農林水産部関係各課、自然保護課】

全国有数の砂浜である九十九里浜を保全するため、養浜や松林の再生・保全を図るとともに、車両等の乗り入れ規制の周知徹底を図ります。

■都市と漁村の交流促進【水産課】

ブルーツーリズム等による漁村の生活体験や潮干狩り、地引網、簀立などによる漁業体験を通じて、海の環境や漁業に対する理解・関心を高めます。

■生態系の保全【環境政策課、自然保護課】

東京湾に残された貴重な干潟・浅海域が果たしている水質浄化、生物多様性保全機能を考慮し、三番瀬※の再生やラムサール条約※への登録促進等、生態系の保全に努めます。

(5) 都市における緑の空間、水辺空間の整備

①都市の緑の保全・創出

■都市公園の整備・再生【公園緑地課】

自然環境の保全に配慮して県立公園を整備・再生するとともに、市町村による都市公園の整備・再生等により公園の多機能化を促進します。

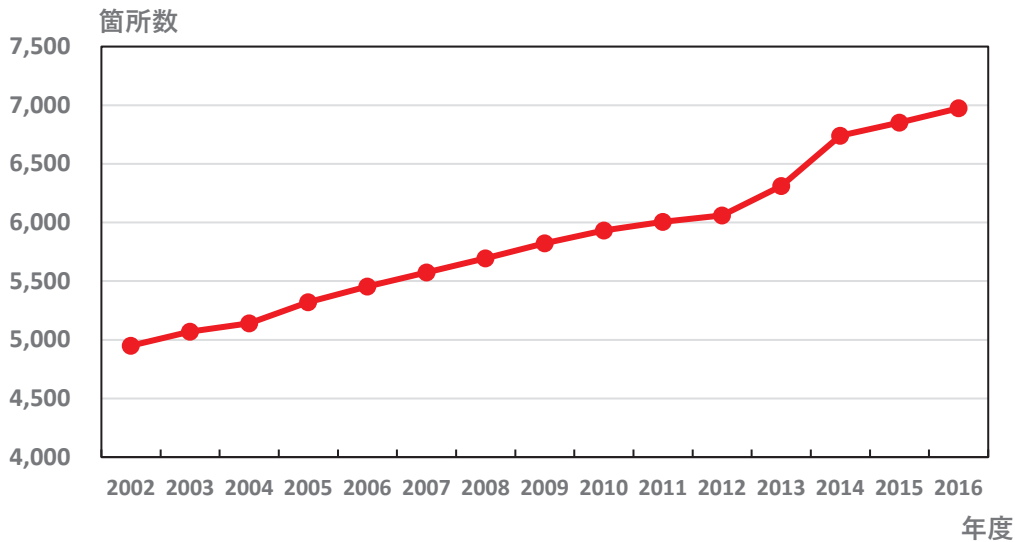
図4-3-5 県立都市公園の配置及び面積
(開設しているもの 2018年度末現在)



単位：ha

公園名	計画面積	開設面積
羽衣公園	0.6	0.6
青葉の森公園	53.7	53.7
千葉県スポーツセンター	44.0	42.7
幕張海浜公園	71.9	68.4
行田公園	11.9	11.9
柏の葉公園	45.0	45.0
手賀沼自然ふれあい緑道	32.1	25.1
北総花の丘公園	50.0	36.1
印旛沼公園	5.3	5.3
蓮沼海浜公園	170.1	38.3
長生の森公園	48.2	10.2
館山運動公園	25.4	25.4
富津公園	108.3	97.3
八千代広域公園	53.4	7.5
総計		467.5

図4-3-6 都市公園箇所数



* 箇所数は千葉県内の県立都市公園と市町村都市公園等の合計

■「緑の基本計画※」の策定支援【公園緑地課】

緑地の保全や緑化の推進を図るために、市町村が行う「緑の基本計画」の策定を支援します。

■特別緑地保全地区※等の指定【公園緑地課】

市町村と連携しながら、特別緑地保全地区等を指定し、都市における貴重な緑の保全に努めます。

■多様な緑化技術の導入・普及等【自然保護課、公園緑地課】

屋上・壁面緑化にかかる多様な緑化技術の公共施設及びオフィス、住宅、集合住宅、大規模商業施設等における普及・促進や緑化協定※制度による工場等における緑地整備などにより、都市部における緑地の確保に努めます。

■都市地域の農地の活用【農地・農村振興課】

生産緑地※や市民農園などにより、都市部における農地の適正な保全と利用を図ります。

■市民緑地制度※の推進【公園緑地課】

良好な都市環境の形成や緑化の推進を図るために、市町村と連携して市民緑地制度の導入を促進します。

■緑化意識の高揚【自然保護課、公園緑地課】

緑化意識の普及啓発を行うことにより、地域の緑化活動への積極的な参加を促します。

また、公園緑地を活用した観察会を開催するなど、自然と触れ合う機会の充実を図ります。

②水辺空間の形成

■潤いのある水辺空間の整備【河川整備課、河川環境課、下水道課】

河川の水質浄化を図るため、流入負荷の削減や自然浄化機能の回復を推進するとともに、多自然川づくり※の実施により、河川が本来有している生物の生息・生育環境等の保全・創出を図ります。

■水辺空間の美化意識の啓発【河川環境課】

県民の河川等の水辺空間に対する理解や関心を高めるために、啓発や美化活動を行うなど、河川愛護意識の醸成及び河川の美化の推進を図ります。



館山市の滝川では、自然豊かな川づくりを念頭においた河川改修を行い、元の自然環境への回復を促進しています。



親水整備により水辺に近づきやすくなり、2006年から毎年8月には河畔を使った松戸宿坂川献灯まつりが催されています。

◎ 関連する個別計画

○千葉県農林水産業振興計画（2017年12月策定）

千葉県総合計画「次世代への飛躍 輝け！ちば元気プラン」を実現するための具体的な取組を示した計画で、力強い農林水産業の実現と農山漁村の活性化を図るため、「産業振興」と「地域振興」の二つを柱としています。

○千葉県有機農業推進計画（2015年1月策定）

有機農業の推進に関する法律に基づき、本県が策定した有機農業の推進に関する施策についての計画で、耕地面積に占める有機農業の取組面積を拡大させることなどを目標として掲げています。

◎ 計画の進捗を表す指標

項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
森林整備面積★ ₁	974ha/年 (2016年度)	1,600ha/年★ ₂ (2021年度)
農用地面積	126,900ha (2015年)	121,500ha以上 (2025年)
東京湾の環境基準達成率 (COD※)【再掲】	45.5% (2017年度) [11水域中5水域で達成]	72.7% (2028年度) [11水域中8水域で達成]
都市公園箇所数【再掲】	6,974箇所 (2016年度)	7,040箇所 (2025年度)

★1 間伐、植栽、下刈り等の1年間の実施面積であり、森林整備事業（補助事業）や県有林事業、その他森林所有者の自主的な取組等によるものを含みます。

★2 2017年に策定した「千葉県農林水産業振興計画」における目標値で、新たな目標値が設定された場合は変更します。